

業務仕様書

1 業務名

世界農業遺産「清流長良川の鮎」鮎ミナモピンバッジ調達業務

2 契約期間

契約締結日から令和2年2月28日（金）まで

3 業務の目的

世界農業遺産「清流長良川の鮎」をPRするために、鮎ミナモがデザインされたピンバッジを調達する。

4 業務詳細及び仕様

(1) 数量等

- ① 数量：2,000個
- ② サイズ：H25.0mm×W33.5mm×1.2mm厚
- ③ 材質等：真鍮ニッケルメッキ、研ぎエポ仕上げ、蝶タック
- ④ 台紙：あり、H50mm×W40mm、表面4カラー、裏面1カラー
- ⑤ その他：個別にPP袋に封入

(2) デザイン

- ・デザインデータ及び色見本は県が別に提供する。
- ・色はフルカラーとする。

(3) 作製

- ・台紙にセットして個包装する。

(4) 納品

県庁9階・里川振興課
令和2年2月28日（金）必着

5 資料の貸与

- ・県は、業務に必要なデータ及び資料を貸与する。
- ・貸与された資料等は適切に管理し、使用を終えたときは、速やかに県に返却する。
- ・万が一、紛失、破損等が発生した場合は、速やかに県に報告するとともに、適切な対応をとること。

6 著作権について

別紙「著作権等取扱特記事項」による。

7 支払い条件等

契約金額の支払いは、納入完了後とする。

8 個人情報保護

受託者が本委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

9 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 履行期間の延長変更の請求

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

10 協議

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

以上

<別紙>

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 印刷製本物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は協議会に帰属する。
- 2 印刷製本物の作製のために協議会が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあつては、著作権）は、協議会に帰属する。ただし、協議会が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。